

・ 通知書の内容に納得できないとき

障害年金請求の結果、不支給処分や却下処分の通知が届いたときや障害等級が低く決定されたことに対して、審査のやり直しを求めることができます。これを不服申し立て（審査請求）といいます。

【審査請求を行なうには】

「不支給決定通知書」が届き、内容を確認した日から3か月以内ですか。



※不服申し立て（審査請求）は、その決定が「あったことを知った日の翌日」から3か月以内に行なわなければなりません。

当事務所へご相談いただく際には、次の書類をご用意ください。

お手元に無いときは、別途ご相談ください。

- ① 不支給決定通知書
- ② 請求時に提出した診断書の写しや病歴・就労状況等申立書の写し
- ③ その他（請求時に提出された資料）